



物価連動国債の会計見直し

制度調査部

吉井 一洋

A S B J、金融商品専門委員会で検討

【要約】

10月28日のA S B J(企業会計基準委員会)では、物価連動国債の会計処理が議題にあがった。

物価連動国債は、現在、複合金融商品としてデリバティブ部分の区分処理(あるいは売買目的有価証券と同等の時価評価)が求められている。

A S B Jは、この区分処理等について見直す余地があるか、金融商品専門委員会で検討を開始する。

1. 物価連動国債とわが国の現行の会計処理

10月28日のA S B J(企業会計基準委員会)では、物価連動国債の会計処理が議題にあがった。

物価連動国債は、総務省が発表する全国消費者物価指数(CPI)を物価指数とし、その変化に合わせてキャッシュ・フロー(利金額・償還金額)が変動する国債で、2004年3月に10年債の発行が開始された。商品性の概略は次のとおりである。

満期10年

全国消費者物価指数(CPI)に想定元本が連動する。

利払いは年2回。利子の金額は利払日の想定元本額に表面利率を乗じて算出する。

想定元本金額で償還する。

物価が下落した場合の元本保証は無い。

譲渡制限が付されており、利子に対して源泉徴収不適用の主体(指定金融機関等)、非課税の主体(公益法人等)などに対してのみ譲渡可能とされている。

ストリップス化(元本・利息の分離)は不可

現行の金融商品会計基準及び実務指針では、現物の金融資産・金融負債にデリバティブを組み合わせた金融商品(複合金融商品)のうち、以下の要件を満たすものについては、デリバティブ部分を現物の金融資産・金融負債と区分して時価評価し、評価損益は損益計算書上の損益として計上することになる。複合金融商品全体の時価はわかるが、デリバティブ部分を合理的に区分して経理できない場合は、複合金融商品全体を時価評価し、評価損益を当期の損益として計上する。

- (1) 組み込んだデリバティブのリスクが、現物の金融資産・金融負債に及ぶ可能性がある。
- (2) 組み込んだデリバティブと同一条件の独立したデリバティブが、デリバティブの特徴を満たす。
- (3) その複合金融商品の時価の変動による評価損益が、当期の損益に反映されないこと。

物価連動国債の場合は、CPIに連動するデリバティブにより債券部分にリスクが及ぶ(即ち、債券の元本が減少する)可能性がある複合金融商品に該当するものと思われる。したがって、現行の金融商品会計基準及び実務指針に従うと、以下のいずれかの会計処理によることになる。

CPIに連動するデリバティブ部分を区分処理して時価評価し、評価損益を当期の損益として計上する。

物価連動国債全体を時価評価し、評価損益を当期の損益として計上する。

2. 米国での取り扱い

米国基準では、複合金融商品を区分処理（又はそれに代わる時価評価）するか否かの判断基準は、上記1の(1)の要件が「デリバティブ部分の経済的特徴及びリスクが、主契約の経済的特徴及びリスクに明確かつ密接には関連していないこと」となっている。(2)、(3)はわが国と同様である。

さらに、米国では、組み込んだデリバティブが、現物の金融商品の利息受払額を増減させる金利又は金利指数関連のものである場合は、「デリバティブ部分の経済的特徴及びリスクが、主契約の経済的特徴及びリスクに明確かつ密接に関連する」ものとして取り扱われる。即ち区分処理（又はそれに代わる時価評価）をしない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、区分処理（又はそれに代わる時価評価）が必要となる。

保有者が、当初計上された投資額の実質的に全額を回収しないであろうような方法により、契約上決済されうること

次の条件の両方を満たすこと（要約すると、発行者側の支払金利が発行時の市場実勢レートの2倍以上となる金利シナリオがあること）

保有者の現物金融商品の当初利益率を少なくとも倍増させる将来の金利シナリオがあること

上記の当初利益率を倍増させる金利シナリオのいずれについても、組み込んだデリバティブが、現物金融商品と同一条件、かつ、契約当初の発行者の信用度と類似の信用度を有する債務者等の市場利益率の少なくとも2倍の利益率をもたらすこと。

米国では、契約上の元本金額がインフレ率で指数化されているインフレ連動債券の場合は、同一通貨であれば、インフレ率と債券の利率が、明確にかつ密接に関連しているものと考えて、区分処理（又はそれに代わる時価評価）をしないこととしている。ただし、米国のインフレ債券は、わが国の物価連動国債と異なり、契約上の元本が額面を下回ることはないスキームとなっている模様であり、わが国の基準でも、元本が毀損しないものとして区分処理（又はそれに代わる時価評価）不要となる可能性が高いと思われる。

3. 今後の対応

市場関係者からは、物価連動国債の区分処理（又はそれに代わる時価評価）について、以下のような批判が寄せられている。

中長期的な物価の見通しに立って購入するような投資家にとって、時価の変動を每期損益計上するような会計処理は投資目的に合致していない。

現物の金融商品にリスクが及び可能性が極めて少ない場合にまで区分処理（又はそれに代わる時価評価）を求めることは金融商品会計基準の趣旨を超えている。

投資信託を通して購入すると、原則として、「その他有価証券」として取り扱われ、時価の変動は損益に計上されないのに、直接保有すると区分処理（又はそれに代わる時価評価）となるのは整合性がとれていない(注)。

(注)もっとも、この主張に対しては、そもそも投資信託を、ファンドの中身にかかわらず「その他有価証券」に区分していることが問題との反論も予想される。

ASBJ では、現行の金融商品会計基準及び適用指針の処理は妥当なものとして評価している。ただし、市場関係者からの批判にも配慮し、10月28日の委員会では以下の方針で検討する旨が説明された。即ち、物価連動国債について区分処理（又はそれに代わる時価評価）を不要とする余地がないか、検討されることになる。

現在の金融商品会計基準の考え方を生かしつつ、その適用の仕方を工夫することができるか否か検討を開始する。

検討は、金融商品専門委員会で行う。

現在の金融商品会計基準及び実務指針で区分処理（又はそれに代わる時価評価）を定めているのは、複合金融商品にすることでデリバティブのリスクが埋もれてしまうことを防止するためである。この目的にも十分配慮する必要がある。